

○白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱

平成23年4月1日

告示第120号

改正 平成25年6月21日告示第182号

平成28年7月15日告示第209号

令和3年3月31日告示第64号

令和3年12月28日告示第238号

令和5年3月31日告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、市が発注する建設工事の請負契約において、入札参加資格の条件等に制限を設け、入札執行後に資格審査を行う制限付事後審査型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1,000万円以上のものとする。

2 対象工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び第167条の2に規定する要件に該当するものは、一般競争入札によらないことができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 市長は、一般競争入札において、別に定めるところにより、最低制限価格を設定するものとする。

(一般競争入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 白岡市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第7条に規定（平成15年白岡町告示第6号）する資格者名簿に登

載されている者であること。

- (3) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (4) 一般競争入札の公告の日（以下「公告日」という。）から落札決定までの期間に、白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程（平成10年白岡町訓令第13号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、白岡市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年白岡町告示第151号）に基づく指名の除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
 - (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
 - (3) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
 - (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
 - (5) 対象工事に配置予定の技術者
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- （公告内容の決定）

第5条 市長は、地方自治法施行令第167条の6の規定による公告の内容について、白岡市建設工事請負等競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）に対し、審議を依頼するものとする。

2 審査会は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに審議し、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を受け、公告の内容を決定するものとする。

(一般競争入札の公告)

第6条 市長は、前条第3項の規定により決定された公告（以下「入札公告」という。）については、様式第1号の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札公告を電子入札システムに掲載し、情報公開をするものとする。

(現場説明会)

第7条 対象工事に係る現場説明会は、開催しないものとする。

(一般競争入札への参加)

第8条 一般競争入札参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、電子入札システムにより当該入札案件に対し、様式第2号の入札参加確認申込添付書及びダイレクト入札参加申請書の電子ファイルを市長に提出することにより、一般競争入札参加の意思表示をするものとする。

2 前項の入札参加確認申込添付書等を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、一般競争入札に参加することができる。

3 参加希望者は、市長がやむを得ない事情があると認める場合に限り、第1項に規定する電子入札システムによる手続に代えて、様式第3号の紙入札方式参加申請書を持参提出することにより、一般競争入札参加の意思表示を行うことができる。

(仕様書等の掲載及び質問)

第9条 市長は、対象工事に係る設計図面、仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書その他の入札金額の見積りに必要な図書（以下これらを「設計図書」という。）を電子入札システムにより掲載するものとする。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な設計図書は、貸与又は配布（有償頒布を含む。）をすることができるものとする。

2 参加希望者は、設計図書について質問がある場合は、閲覧期間内において、電子入札システムにより質問することができるものとする。

3 市長は、前項の質問を受けたときは、電子入札システムにより、速や

かに回答するものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金の納付及び減免については、白岡市契約規則（平成28年白岡市規則第22号。以下「規則」という。）第8条から第9条までの規定に基づくものとする。

2 入札保証金を納付する参加希望者は、電子入札システムに掲載された様式第4号の納入書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記載し、納付しなければならない。

3 前項の規定により入札保証金が納付されたときは、様式第5号の入札保証金預書を納入者に交付するものとする。

4 第2項の規定により納付された入札保証金は、一般競争入札終了後又は落札者決定後に、速やかに規則の規定に基づく所定の手続を行い、これを還付するものとする。ただし、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。

(入札執行者等)

第11条 入札執行者は、市長が指定した者をもって充てる。

2 入札執行者は、一般競争入札を執行するに当たり、対象工事を所掌する課等の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の執行)

第12条 入札は、入札公告で指定した日時及び方法に基づき、電子入札システムにより、執行するものとする。

2 入札執行者は、一般競争入札参加者（以下「入札参加者」という。）の入札参加資格審査を行うため、落札者の決定を保留するものとする。

3 入札執行者は、開札において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

4 入札執行者は、開札において、次に掲げる事項を読み上げ、その確認を行うものとする。

(1) 対象工事の名称及び場所

(2) 入札参加者名

(3) その他入札執行者が特に必要と認める事項

- 5 入札参加者は、開札に立会いできないものとする。
- 6 入札参加者は、いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

(初度入札の執行方法等)

第13条 入札参加者は、初度入札において、入札公告で指定した期間に入札金額を入力し、入札書及び入札金額見積内訳書を電子入札システムにより、市長に提出しなければならない。ただし、第8条第3項の規定により、やむを得ない理由があると認められた者（以下「特例手続者」という。）については、電子入札システムによる提出に代えて、紙による入札書及び入札金額見積内訳書を持参提出しなければならない。

2 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。

3 市長は、前項の規定により落札候補者を決定した場合は、落札候補者通知書を電子入札システム、ファクシミリ等により落札候補者に通知するものとする。この場合において、特例手続者が落札候補者となった場合は、ファクシミリ等により通知するものとする。

(再度入札の執行方法等)

第14条 入札執行者は、初度入札において落札候補者がいないときは、前条の規定に準じ、再度入札を行うものとする。この場合において、入札金額見積内訳書の提出は求めないものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加したものとする。ただし、初度入札において最低制限価格未満の価格の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札の実施回数は、1回とする。

4 再度入札は、初度入札の翌日に実施するものとする。ただし、初度入札が終了してから、おおむね3時間以上経過した場合は、初度入札の当日に実施できるものとする。

5 再度入札による落札候補者の決定等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(くじによる落札候補者の決定)

第15条 入札執行者は、落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定するものとする。

(入札の辞退)

第16条 入札の辞退は、入札受付期間内に電子入札システム又は持参提出により辞退することができるものとする。ただし、特別な理由により市長が認めた場合に限り、入札受付終了時刻から開札終了時刻までの間において辞退することができるものとする。この場合において、入札の辞退をしようとする者は、別に定める入札辞退届を市長に提出しなければならない。

2 開札時に入札書が不着のときは、辞退したとみなすものとする。

3 市長は、第1項及び前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わないものとする。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 他人の電子証明書を不正に取得し、又は使用し、名義人になりすました者がした入札
- (2) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用した者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (5) 参加資格審査に必要な関係書類等を提出しない者がした入札
- (6) 電子入札システム及び特例手続者による紙入札以外の方法により入札書等を提出した者がした入札
- (7) 不正又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書(以下「確認申請書」)

という。)を提出した者がした入札

(9) 明らかに連合によるものと認められる入札

(10) 指定された書類等を所定の期日を過ぎて提出した者がした入札

(11) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

2 前項に規定するもののほか、特例手続者が行う入札で、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札

(2) 記載すべき事項の記入がない入札書による入札又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(3) 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札

(4) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(入札の取りやめ等)

第18条 入札執行者は、天災、地変、電子入札システムの重大な障害、参加希望者の連合又は不信な行動その他の公正な入札執行を妨げる行為をした場合等の入札を公正に執行できない理由があると認められるときは、当該参加希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

2 入札執行者は、参加希望者又は入札参加者が1人であるときは、当該入札を取りやめるものとする。

(確認申請書等の提出)

第19条 落札候補者は、開札の結果、市長から確認申請書等の提出を求められた場合は、参加資格の有無、入札保証金の取扱い等の資格要件を確認するための資料として、電子入札システムに掲載した確認申請書(単体企業・経常建設工事共同企業体においては、様式第6号の一般競争入札参加資格等確認申請書、特定建設工事共同企業体においては、様式第7号の一般競争入札参加資格等確認申請書)、確認資料(単体・経常建設工事共同企業体においては、様式第8号の一般競争入札参加資格等確

認資料、特定建設工事共同企業体においては、様式第9号の一般競争入札参加資格等確認資料）及び電子入札システムに掲載する制限付事後審査型一般競争入札心得に規定した必要資料を、所定の期限までに市長に持参提出するものとする。

- 2 前項に規定する提出資料のほか、規則第8条の規定に基づき、入札保証金の納付の特例を認める場合であって、入札保証金を納付しなかった入札参加者は、告示の日から過去2か年において、当該入札案件と種類及び規模をほぼ同じくする建設工事請負に係る契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体企業・経常建設工事共同企業体においては、その単体等が、また、特定建設工事共同企業体においては、その代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を2件以上、確認資料に添付しなければならない。

（確認申請書等の審査及び落札者の決定）

第20条 市長は、前条の規定による確認申請書等が落札候補者から提出されたときは、直ちに確認申請書及び入札保証金免除の取扱等の資格要件についての審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

- 2 資格審査の結果、落札候補者が資格要件を満たす場合は、その者を落札者と決定するものとする。
- 3 資格審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その者を不適合者とする。
- 4 前項の規定により落札候補者が不適合者となった場合は、予定価格の制限の範囲内において、当該不適合者の次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査を行う。この場合において、資格要件を満たす落札候補者が確認できるまで資格審査を繰り返し行うものとする。
- 5 市長は、落札者が決定した場合は、様式第10号の契約の締結について（依頼）を電子入札システムにより、当該落札者に通知するものとする。この場合において、特例手続者が落札者となった場合は、ファクシミリ等により通知するものとする。

（不調時の取扱い）

第 2 1 条 入札執行者は、再度入札を行っても落札候補者がいないとき、又は入札が取りやめになったときは、日時を改めて入札に付するものとする。ただし、特別の理由により改めて入札に付することができないときは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約とすることができる。

(入札参加資格等不適合の通知)

第 2 2 条 市長は、資格審査の結果、落札候補者が不適合者となった場合は、当該不適合者に対し、様式第 1 1 号の入札参加資格不適合通知書を電子入札システムにより通知するものとする。この場合において、特例手続者が落札候補者となった場合は、ファクシミリ等により通知するものとする。

(入札結果の公表)

第 2 3 条 市長は、落札者を決定した場合は、落札者、落札金額及び入札経過を電子入札システムにより公表するものとする。

(その他)

第 2 4 条 この告示に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 6 月 2 1 日告示第 1 8 2 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 7 月 1 5 日告示第 2 0 9 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 3 1 日告示第 6 4 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競

争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

- 様式第 1 号 (第 6 条関係)
- 様式第 2 号 (第 8 条関係)
- 様式第 3 号 (第 8 条関係)
- 様式第 4 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 5 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 6 号 (第 1 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 9 条関係)
- 様式第 8 号 (第 1 9 条関係)
- 様式第 9 号 (第 1 9 条関係)
- 様式第 1 0 号 (第 2 0 条関係)
- 様式第 1 1 号 (第 2 2 条関係)